

令和6年度玉城町における障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和6年7月

1 目的

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、玉城町（以下「町」という。）が障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法の例による。ただし、障がい者就労施設等には、三重県社会的事業所設置運営要綱に規定される社会的事業所を含むものとする。

3 実施機関

この方針は、町の全機関（町長部局、病院・老健事業部局、水道・下水道事業部局、議会事務局、教育委員会事務局、各種委員会事務局）において実施するものとする。

4 調達する物品等及びその目標

障がい者就労施設等から調達する物品及び役務（以下、「物品等」という。）の目標は次のとおりとする。なお、下記に記載のないものであっても、調達可能な物品等であれば対象とする。

種別	調達品目等	調達目標額
物品	イベント・キャンペーン等での啓発用物品や記念品、児童館・児童クラブ用食糧費（おやつ）、ふるさと納税返礼品など	50万円
役務	清掃作業、軽作業（郵便物の封入、ラベル貼り、袋詰め等）など	

5 調達の実施及び推進方法

障がい者就労施設等が供給できる物品等についての情報を共有し、発注可能な物品等を各部署において十分検討し、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障がい者就労施設等からの調達を実施する。

- 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。
- 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保や適正履行の確保のほか、中小企業等の健全な受注環境に悪影響を及ぼさないこと等他の施策や行政目的との調和に留意する。
- 障がい者就労施設等からの物品等の調達及びその目標、その他障がい者就労施設等からの物品の調達の推進に資する情報について、町ホームページへの掲載等により、障がい者就労施設等に情報を提供する。
- 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障がい者就労施設等から十分な意見聴取を行い、双方の利益につながるよう調達業務の改善に努める。

6 調達実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績の概要をとりまとめ、町ホームページで公表するとともに、調達方針の見直しを行うものとする。